

石川県ワークライフバランス企業登録要項

1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出した企業が、ワークライフバランスの推進に取り組む企業として県に登録することにより、県が登録企業を広く周知し、もって、県内企業における次世代育成支援の取組の促進を図ります。

2 登録の対象

次の（１）（２）を満たす企業

（１）県内に本店又は主たる事務所を置いていること

（２）法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局に届出していること

ただし、県内に本店又は主たる事務所を置いていて、法第15条の2による認定（プラチナくるみん認定）を受けている企業は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局に届出したものとみなし、登録の対象とします。

3 申請方法

「石川県ワークライフバランス企業登録申請書」に必要事項をご記入の上、「一般事業主行動計画策定・変更届」（石川労働局の受付印が押してあるもの）を添付して、メールまたはFAXにて申請してください。

4 登録の有効期間

「県が申請の内容を適当と認めた日又は当該登録にかかる一般事業主行動計画の始期のいずれか遅い日」から、「当該登録にかかる一般事業主行動計画の終期」までとします。ただし、法第15条の2による認定（プラチナくるみん認定）を受けている企業については、「県が申請の内容を適当と認めた日」から、「当該日から起算して4年が経過する日の属する年度の末日」までとします。

5 登録内容の変更

登録している内容に変更が生じた場合は、その内容を「石川県ワークライフバランス企業登録申請書」にご記入の上、メールまたはFAXにて提出してください。

6 登録の継続

引き続き登録しようとする場合は、登録の有効期間が満了する日までに、「石川県ワークライフバランス企業登録申請書」に必要事項をご記入の上、「一般事業主行動計画策定・変更届」（石川労働局の受付印が押してあるもの）を添付して、メールまたはFAXにて提出してください。

7 登録の辞退

登録の対象でなくなった場合または登録の継続を希望しない場合は、その旨を速やかに県に報告してください。

8 登録の取り消し

登録企業として適当でなくなったと県が認めたときは、登録を取り消すことがあります。

9 県の支援

登録企業については、企業名や一般事業主行動計画の内容その他の企業情報を県のホームページで公開して、当該企業をPRします。

また、登録企業は、別に定めるところにより、登録のロゴマークを使用することができます。

10 申請・提出・報告先、問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎8階）

石川県 健康福祉部 少子化対策監室

結婚支援・ワークライフバランス推進グループ

TEL:076-225-1494 FAX:076-225-1423 E-mail:wlb@pref.ishikawa.lg.jp